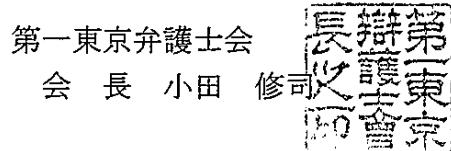




一弁 法・相 28-90
平成29年2月16日

内閣府成年後見制度利用促進担当室 御中



「成年後見制度利用促進基本計画の案」に盛り込むべき事項に関する意見

平成29年1月19日付、内閣府成年後見制度利用促進担当室から意見募集
がありました標記につき、当会の意見書を取り纏めましたので提出いたします。

「2(1) 基本的な考え方」について

成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「法」という。）は成年後見制度利用促進に関する施策の推進にあたり「高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携」を図ること（法第11条柱書）を規定している。

この点、成年後見人の職務について「身上監護を十全に」ということを強調されていることは、評価できる。ただ、福祉に関する施策の中で重要な「市区町村長の申立権限」、「成年後見制度利用支援事業」、「日常生活自立支援事業」があるので、これらの有機的な連携の必要性を明示すべきである。

「2(2) 今後の施策の目標等」について

法は、「成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと」を基本理念（法第3条）として、成年後見制度利用促進に関する施策の推進にあたり、「成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえる」（法第11条柱書）と規定していることから、「基本的な考え方」の中に、「国際的動向を踏まえると成年後見制度の改善の必要性がある」などの一定の見解を明示しておくべきである。

「3(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善 - 制度開始時・開始後における身上保護の充実 -」について

高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援（法3条）の在り方について指針の策定に向けた検討が進められるべきであるとし、中核機関において、意思決定支援・身上保護を重視した後見活動をサポートするものとしたことは、総合的な意思決定支援の制度整備につながるものとして評価できる。

意思決定支援は、成年後見制度のもとにおいてだけでなく、本人の生活のあらゆる場面においてなされるべきものであり、そうした指針の策定や中核機関によるサポート体制の構築を通じて、総合的な意思決定支援の制度整備が図られるべきである。また、本人が、必要な支援を、必要な期間、必要な場面に限定して利用できるよう、早急に、そのような方向での対策が講じられるべきである。

「3(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」について

早期段階からの相談体制等の整備に関し、専門職の関与が不可欠である。

チームと協議会の関係を明確にし、後見人等予定者の後見等開始前の事実上の関与についても検討されたい。

中核機関は、支援を必要とする本人の個人情報を管理・処理することになるので、その中枢は行政が担うべきである。

裁判所と中核機関の間で必要な情報が提供できるような措置を講じるべきである。

中核機関が自ら担うべき業務は安易に関係団体と分担すべきでなく、自ら全体を統括・掌握すべきである。もっとも、既に中核機関的役割を担っている機関が地域にあるならば、かかる機関を地域連携ネットワークの中核と位置付けることは差し支えない。

成年後見制度と日常生活自立支援事業の切り分け、保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が望ましいケースの内容を明らかにすべきである。

中核機関は市町村ごとに設置すべきで、それが難しいときは設置区域が広範にならないようにすべきである。

中核機関の設置・運営は市町村の直営を原則とすべきで、それが難しいときは、新たに中核機関を設立して運営を委託することを基本とし、中核機関が担うべき業務の一部を行っている組織に安易に委託すべきでない。

「3(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和 - 安心して利用できる環境整備 -」について

不正防止のための取組として、金融機関、最高裁判所、法務省等が連携して、成年後見制度支援信託に代替する新たな方策を積極的に検討したことは評価できる。ただし、計画案には、後見制度支援信託や、これに並立・代替する新たな方策について、被後見人の権利を制限しないよう、適切に運用していくための記載が全くない点は不十分である。必要な事案に限定すべき点や、設定後の一時金の引出しや監督体制等、制度の運用についても十分に検討すべきことを含めるべきである。

「3(4) 制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項」について

任意後見の利用促進について、任意後見の利用状況に関する検証が不十分であり、任意後見が適切にかつ安心して利用されるために必要な制度についてほとんど提案できていない。任意後見の濫用防止策に実効性を持たせるには、任意後見契約が締結された場合、地域の中核機関がそのことを把握できるよう、中核機関に登録されるなどの仕組みの整備が検討されるべきである。

制度の利用に係る費用等に係る助成について、各市町村に対して検討を促すだけにとどまっており、国の財政支援に一切触れていない点で、極めて不十分である。成年後見制度利用支援事業の適用類型拡大については、従来の枠にとどまらない生活保護受給者以外への適用等のより普遍的な適用をも指摘した上で、国は市町村に対し改善を強く指導すべきである。

「3(5) 国、地方公共団体、関係団体等の役割」について

成年後見制度の利用促進のためには、家庭裁判所の人的・物的体制の充実強化を図ることも必要不可欠であるが、計画案は、全体として、家庭裁判所の体制の充実強化（法11条10号）を図る視点が不十分である。そもそも、成年後見関係事件を適切かつ迅速に審理するためには、根本的に、家庭裁判所に配属される裁判官や調査官の人員体制を増強することが必要不可欠である。また、全国、どこに住んでいても成年後見制度を利用するためには、身近な場所で審理されなければならない。そのためには、家庭裁判所本庁のみならず支部や出張所を積極的に活用されなければならないが、そういった視点が全くないため、著しく不十分である。

「3(8) 死後事務の範囲等」について

死後事務の範囲について、必要最小限の葬儀、遺産の引渡しのための事務について検討し、手当がなされるべきである。また、保佐・補助類型への適用についても検討されるべきである。